

役員の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人彩（以下「本法人」という。）の定款第21条の規定に基づき、役員の報酬、退職慰労金及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において役員等とは、理事長、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

在職中に勤務成績が特に良好であった者及び園の事業に著しく貢献した者に対しては、退職慰労金を支給することがある。

- (1) 常勤役員については、報酬及び退職慰労金を支給する。
 - (2) 非常勤役員が、その職務のため、理事会等に出席したときには、報酬として日額10,000円を支給する。また該当者には退職慰労金を支給する。
 - (3) 非常勤役員が、その職務のため、理事会等に出席したときは、別に定める〈旅費規程〉に基づき、旅費を支給することができる。
- 2 常勤役員及び非常勤役員に対する退職慰労金は、役員として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第4条 常勤役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 通勤手当については、〈職員給与規程第15条〉の規定に準ずる額
- 2 常勤役員が職務のため出張したときは、別に定める〈旅費規程〉に基づき、旅費を支給する。

(報酬の支給方法)

第5条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、毎月20日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、〈職員給与規程第3条〉に準じた日とする。
- (2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。

- 2 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(支給の決定)

第6条 役員に支給する退職慰労金の額は、この規定によって計算すべき旨の評議員会決議に基づいて、理事会が決定した金額とする。

(職員兼非常勤役員の取扱)

第7条 この規定にて支給する退職慰労金には、職員兼務役員に使用人として支給すべき退職金は含めないものとする。

(算定方法)

第8条 退職慰労金は、次の方法によって算定する。

(1) 常勤役員については、

$(\text{第3条別表1に定める報酬月額}) \times (\text{第9条に定める役員在任年数}) \times (\text{第12条に定める役位係数}) = \text{支給額}$

2 前項による支給額に10万円未満の端数が生じたときは、10万円に切り上げて支給する。

(2) 非常勤役員について

$(5,000\text{円}/1\text{年間}) \times (\text{第9条に定める役員在任年数}) = \text{支給額}$

(役員在任年数)

第9条 在任期間の計算は、役員等就任日を起算として、1年に満たない端数月は6か月以上の時は切り上げ、6か月未満の場合は切り捨てるものとする。本規程の施行日以前に在任期間がある場合はこれを算入する。

(在任年数の特例)

第10条 役員が在任中に死亡し又はやむを得ない事由によって退任したときは、残存期間を在任年数に加算することができる。

(非常勤期間)

第11条 役員の非常勤期間については、退職慰労金算定の際の役員在任年数から除外する。但し、理事会で承認したときはこれを導入する

(役員係数)

第12条 役位係数は次のとおりとする。

- ① 理事長 3.0

② 理事・監事 1年につき5,000円

(功労加算)

第13条 理事会は、退任役員のうちで在任中に功労のあった者に対し、第8条により算定した額に、その50%を超えない範囲内で定めた額を加算することができるものとする。

(不支給・特別減額)

第14条 理事会は、退任役員のうち在任中に法人に対して背任行為を行った者、又は、特に重大な損害を与えたものに対し、第8条により算定した額を不支給若しくは減額することができるものとする。

退職慰労金の支給にあたり、法定の源泉税および退任役員等が法人に対して負担する債務があるときは、その額を控除する。

(外部積立)

第15条 本法人は退職慰労金の原資を確保するため、外部積立を行う場合がある。

(公表)

第16条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第17条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第18条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。

この規定は、平成31年4月1日から施行する。

この規定は、令和1年8月15日から施行する。

この規定は、令和2年7月1日から施行する。

表1 常勤役員の報酬

理事長 月額250,000円